

■ タックス積金

2026年4月1日 現在適用中

商品名		タックス積金
	基本商品	スーパー積金（定額式月掛乙種）
販売対象		法人及び個人の方。
販売目的		本商品は、消費税支払いのための目的積金であるので、満期後は消費税の支払い資金としてのご利用に限ります。
期間		6ヶ月以上2年以内
預入方法	掛込方法	契約期間内で掛金を毎月分割掛込
	掛込金額	1回の掛金は2万円以上で指定できます。
	掛込単位	100円単位
払戻方法		満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
給付補填金	適用利回り	初回掛込時における[スーパー積金の店頭表示の利率+0.15%]を約定利率として満期日まで適用いたします。
	支払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします。
税金		<ul style="list-style-type: none"> 個人の方は20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 ※マル優はご利用できません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人は総合課税となります。
手数料		—
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> 普通預金等からの自動振替による掛込ができます。 総合口座の担保とすることができません。
期限前解約時の取扱い		<p>満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ：解約日における普通預金の利率 ◆ 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ：約定年利回り×60% （但し、解約日における普通預金利率を下限とする。）
金利情報の入手方法		店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> 掛込を遅延された場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか証書記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。
預金保険制度		この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 （1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円（決済用預金を除く）とその利息部分が保護の対象です。）
本商品に対するお問い合わせ窓口 (右お取引店へお問い合わせください)		<ul style="list-style-type: none"> ・本店営業部 06-6372-7120 ・東大阪支店 06-6722-1524 ・和歌山支店 073-422-8147 ・生野支店 06-6717-0501 ・寝屋川支店 072-823-9451 ・八尾支店 072-925-2777 ・なんば支店 06-6632-3801 ・南大阪支店 072-275-1666 ・巽支店 06-6757-8777

■ タックス積金

苦情処理措置・紛争解決措置

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部お客様窓口にお申し出ください。

【ミレ信用組合総務部お客様窓口】

電話番号：06 (6690) 8680 (苦情等対応・紛争解決措置手続き専用ダイヤル)

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

※なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.mire.co.jp/>

●紛争解決措置

公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部お客様窓口、大阪地区しんくみ苦情等相談所またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【大阪地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人大阪府信用組合協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：06 (6941) 1441

所在地：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03 (3567) 2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1